

訴えの提起について

松阪市は、次のとおり訴えを提起する。

令和2年9月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

1 当事者

原告 松阪市

被告 ※※※※※※※※※※
※ ※ ※ ※

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対して、金27,917,608円及びうち金12,422,742円に対して、平成29年6月26日から支払い済みに至るまで年5パーセントの割合による金員、及びうち金8,697,092円に対して、平成30年5月26日から支払い済みに至るまで年5パーセントの割合による金員、及びうち金6,797,774円に対して、令和2年8月28日から支払い済みに至るまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

4 請求の原因（事件の概要）

(1) 交通事故の発生

次の交通事故（以下、「本件事故」という。）が発生した。

ア 日時 平成27年7月26日 午後0時13分ころ

イ 場所 津市桜橋三丁目56番地2

ウ 加害者 被告

エ 被害者 訴外※※※※（以下、「訴外※※」という。）

オ 事故態様 国道23号線バイパス歩道にて、店舗から歩道に出てきた歩行者である訴外※※（被害者、※※※※、国保被保険者）に対して、歩道を右方向から直進してきた被告運転の自転車（加害車両、※※※※）

が衝突し、訴外※※が負傷した。

(2) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、訴外※※に対し、本件事故により訴外※※が負った傷害の治療のため、平成 27 年 7 月から平成 28 年 12 月までの間に、合計 12,422,742 円の国民健康保険法に基づく医療保険給付を行い、原告の委託を受けた三重県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）は、平成 29 年 5 月 25 日、被告に対し、上記給付により被告に対する損害賠償請求権を代位取得したとして、国民健康保険法第 64 条第 1 項に基づき上記の損害賠償額 12,422,742 円の支払いを求めた（納付期限 平成 29 年 6 月 25 日）。

イ 平成 29 年 6 月 25 日、被告は、国保連からの請求に対して、訴外※※に対する損害賠償を優先したい旨の回答があった。

ウ 原告は、訴外※※に対し、本件事故により訴外※※が負った傷害の治療のため、平成 29 年 1 月から平成 30 年 2 月までの間に、合計 8,697,092 円の国民健康保険法に基づく医療保険給付を行い、原告の委託を受けた国保連は、平成 30 年 4 月 25 日、被告に対し、上記給付により被告に対する損害賠償請求権を代位取得したとして、国民健康保険法第 64 条第 1 項に基づき上記の損害賠償額 8,697,092 円の支払いを求めた（納付期限 平成 30 年 5 月 25 日）。

エ 原告は、訴外※※に対し、本件事故により訴外※※が負った傷害の治療のため、平成 30 年 3 月から平成 31 年 1 月までの間に、合計 6,797,774 円の国民健康保険法に基づく医療保険給付を行い、原告の委託を受けた国保連は、令和 2 年 7 月 27 日、被告に対し、上記給付により被告に対する損害賠償請求権を代位取得したとして、国民健康保険法第 64 条第 1 項に基づき上記の損害賠償額 6,797,774 円の支払いを求めた（納付期限 令和 2 年 8 月 27 日）。

オ 上記のとおり、原告は被告に対して、①12,422,742 円（平成 27 年 7 月～平成 28 年 12 月）、②8,697,092 円（平成 29 年 1 月～平成 30 年 2 月）、③6,797,774 円（平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月）、合計 27,917,608 円の支払いを求めて請求したが、未だ支払いがないので、本件訴え提起に及んだ。

5 訴訟遂行の方針

(1) 次の者を訴訟代理人と定める。

津市栄町二丁目 466 番地

弁護士 西澤 博 外 13 名

- (2) 相手方の対応によっては和解を行う。
- (3) 本件訴え提起後において、その目的達成に特に必要がある場合には、訴えの変更をすることができるものとする。
- (4) 第一審判決の結果、必要がある場合は上訴を行う。

6 管轄裁判所
津地方裁判所